

## 被措置児童等虐待再発防止に向けた県の取組について

県民文化部こども若者局  
こども・家庭課児童相談・養育支援室

重大被措置児童等虐待検証報告書（令和4年3月22日）を踏まえ、被措置児童等虐待再発防止に向けて、関係者や関係機関と調整を図りながら、速やかに対策を講じてまいります。主な対策は以下のとおりです。

なお、対策の進捗状況については、毎年度、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会に報告を行い評価・助言を得て、対策の強化を図っていきます。

### 1 不適格な者を里親認定しないための対策

| 事項                | 対策  | 実施時期          |
|-------------------|---|---------------|
| 面接者の心証の尊重と違和感等の審査 | 里親審査部会の審査規定の整備<br>・調査時の違和感等の報告、付帯意見付きケースは養育状況の確認頻度を増やすこと等をルール化          | R4年度<br>検討後実施 |
| 性犯罪歴の把握           | 日本版 DBS（無犯罪証明書）の導入に関する国への要望<br>・里親登録希望者に、性犯罪歴がないことを把握できる全国的な仕組みの構築を国に要望 | R4年度<br>実施    |

### 2 里親による不適切な養育を防ぐための対策

| 事項                   | 対策  | 実施時期          |
|----------------------|---|---------------|
| 児相及びフォスタリング機関職員の資質向上 | フォスタリング機関（※）職員の里親支援に関するスキルアップ研修<br>・養育スキルや里親支援のソーシャルワークに関する研修会の開催               | R3年度から<br>実施  |
|                      | 児相が対応困難な里親ケースについてスーパーバイズの実施<br>・大学教授等から助言を受ける機会を確保                              | R4年度から<br>実施  |
| ファミリーホーム支援、指導強化      | 支援・指導体制の強化<br>・ファミリーホーム毎に所在児相が総括担当者を選任し、養育に関する指導や助言を実施<br>・監査指導要綱の制定（書面指導→実地指導） | R3年度から<br>実施  |
|                      | 県・児相とファミリーホームの連携強化<br>・ファミリーホーム連絡会議を開催（年2回）                                     | R3年度から<br>実施  |
| 養育者の資質向上とレスパイト       | 里親・里親補助員研修の拡充<br>・「子どもの権利擁護」や「被措置児童虐待防止」を重点的に説明<br>・新たに補助員を対象に実施                | R3年度から<br>実施  |
|                      | レスパイト（委託児童のショートステイ）の活用促進<br>・里親同士の相互支援の仕組みづくり                                   | R4年度<br>検討後実施 |

※ 里親養育を包括的に支援（里親開拓～研修～マッチング～委託中の支援等）する機関であり、現在県内では、児童相談所（5か所）及び業務委託先（乳児院2か所）が該当する。

### 3 児童が被害を訴えられなかったことへの対策

| 事項                   | 対策  | 実施時期      |
|----------------------|---|-----------|
| 面接頻度や方法の改善           | 権利擁護等を意識した面接<br>・子どもの状況に応じ1か月から最低でも6か月に一度は児童の状況を確認<br>・面接方法については、里親等の影響のない環境（学校や公共施設等）で聴取 | R3年度から実施  |
| 子どもの権利の理解促進          | 「子どもの権利ノート」の改定<br>・年齢、発達段階に応じたわかりやすいものに改定   | R4年度検討後実施 |
|                      | 児童への定期的な子どもの権利の説明<br>・児童に対し定期的に「子どもの権利ノート」の内容を説明するよう運用を変更                                 | R3年度から実施  |
| 子どもの悩みや意向を代弁する仕組みづくり | アドボケイト（意見・意向表明支援）の検討<br>・CAP（子どもへの暴力防止プログラム）等を活用した第三者が子どもの声を聴く取組を試行                       | R4年度検討後実施 |

### 4 里親（ファミリーホーム）への養育支援が不十分であったことへの対策

| 事項               | 対策  | 実施時期     |
|------------------|---|----------|
| チーム養育の推進         | フォスタリング機関が里親と協働しその養育を共に支える役割を明確化<br>・里親のワンストップの相談先、関係機関による里親への支援を調整する機関として機能化 | R4年度から実施 |
| 関係機関の情報共有による連携支援 | 児相及びフォスタリング機関が学校・市町村等と定期的に情報共有し里親を連携支援<br>・情報共有のタイミング、方法等についてルール化             | R4年度から実施 |

### 5 適切な虐待対応ができなかったことへの対策

| 事項                                 | 対策  | 実施時期      |
|------------------------------------|---|-----------|
| 学校における虐待対応の正しい理解の醸成等（教育委員会と連携して対応） | 「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」に基づく対応の再度の周知等<br>・全小中高校、保育所等へ再通知<br>・市町村独自の虐待対応マニュアルの点検 | R3年度から実施  |
|                                    | 虐待対応の研修実施<br>・学校管理職に対する虐待対応の研修実施（2回目以降は新任管理職を対象）                            | R3年度から実施  |
|                                    | 児童相談所による虐待対応説明<br>・児相と学校との定期的な情報交換の際に、児相から虐待対応等を説明                          | R4年度から実施  |
| 通報時の即応体制の構築                        | 一時保護の応援体制の構築<br>・緊急事案発生時における一時保護について児童相談所間の応援体制を検討                          | R4年度検討後実施 |
|                                    | 他児の一時保護のあり方の検討<br>・虐待を認知したときの家庭内他児の一時保護等の判断について検討                           | R4年度検討後実施 |